

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年3月18日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価審査会
(平成24年度第6回)の概要について (環境立県推進課)・・・1
- 2 平成24年度第3回湖山池環境モニタリング委員会の概要について
(水・大気環境課)・・・2
- 3 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設の申請について
(循環型社会推進課)・・・3
- 4 鳥取県景観計画の変更(素案)に係るパブリックコメントの実施について
(景観まちづくり課)・・・4
- 5 第30回全国都市緑化とっとりフェアへの協賛及び200日前イベントの実施に
ついて (公園自然課)・・・5
- 6 平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの
実施結果について (くらしの安心推進課)・・・6
- 7 鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(住宅政策課)・・・10
- 8 鳥取県住宅供給公社再生計画の見直しについて
(住宅政策課)・・・13
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課)・・・15
- 10 岩美町内における廃棄物の不適正処理について
(東部総合事務所生活環境局)・・・16

生活環境部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価審査会
(平成24年度第6回)の概要について

平成25年3月18日
環境立県推進課

1 鳥取県環境影響評価審査会(第6回)の概要

- (1) 日 時：平成25年3月11日(月)午後1時15分から2時30分まで
(2) 出席者：審査会委員13名のうち7名、県関係課、事業者等
(3) 内 容：

事務局から準備書知事意見に対する事業者見解、関係市である鳥取市長からの評価書に対する環境保全の見地からの意見、また第5回環境影響評価審査会でいただいたご意見等を勘案し、評価書知事意見案の項目について提示し、委員と質疑応答を行った。

評価書知事意見案の項目	
1	<p>環境影響に関する住民への説明、情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響についての周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開
2	<p>方式決定及び決定後等の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理方式決定前に評価書手続きを進める理由 ・方式決定にかかるプロセスの修正 ・環境負荷が低減される計画・対応 ・方式決定後の予測評価結果と、これまでの予測評価結果との比較・検証の方法 ・記載内容の鳥取県環境影響評価条例の一環としての実施 ・事業者以外の者が設計・建設主体や運営・管理主体となる場合の責任の所在
3	<p>隣接する工業団地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市との情報共有と連携等による環境影響の低減
4	<p>事後調査等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の定常状態の目安、供用時の調査期間や頻度 ・事後調査結果の報告の時期、公表の時期の目安 ・施設供用後に実施する環境モニタリングと、その結果の情報公開
5	<p>専門家の所属等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の指導・助言内容とその専門及び所属
6	<p>評価書の記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の規制や基準等の適用 ・説明の不足や記載誤りの修正 ・わかりやすく、正確な内容

2 今後の手続きについて

- ・3月21日までに評価書知事意見を事業者に提出。
- ・事業者は評価書知事意見を勘案し、必要に応じて補正等を行い県に再度、補正評価書を提出。
- ・補正評価書の提出後、県は1月以内に、再度意見を述べる事が出来る。

※環境影響評価条例手続きの流れ

方法書 → (調査・予測・評価) → 準備書 → 評価書 → 評価書の補正 → (許認可・事業着手) → 事後調査

平成24年度第3回湖山池環境モニタリング委員会の概要について

平成25年3月18日
水・大気環境課

1 開催日時等

日時：平成25年3月8日（金）13:30～16:00

場所：県庁第2庁舎第32会議室

委員：下表の合計10名の委員により構成（清末委員、安藤委員、中村委員は今回欠席）

2 議事の概要

(1) 各種環境モニタリング結果について

事務局から鳥類調査、水質調査の結果等について報告した。これらの変化に留意しながら継続監視すべきとの委員会意見であった。

- 鳥類調査：過去のガンカモ調査結果と比較して、大きな変化はみられず、汽水湖化による顕著な変化は評価・言及できない。継続的な監視が引き続き必要。
- 水質調査：ここ数年と同様、全窒素、全リンが高めで推移している傾向にある。

(2) 淡水生物の保護・保全の方向性について

事務局から次年度以降の取組を説明し、概ね了解を得たものの、淡水ビオトープ造成は淡水生物の一時避難的な対処としては有効であるが、恒久的な対策にはならないとの意見であった。

- カラスガイを発見したため池の詳細調査や周辺ため池での生息調査を実施。
- 専門家の意見・助言を得ながら、ため池の生息環境の維持保全等の実施。
- 淡水動植物の保護対策として、池周辺での淡水ビオトープ造成の検討。

(3) モニタリング委員会からの提案事項について

過去3回の委員会の結果等を踏まえ、委員会より次の4つの提案があった。これについては、今後、湖山池会議等にて対応を検討することとしている。

- ① 湖山池において絶滅が危惧される生物種の保護を図るため、残存個体の生息地内及び生息地外における保護を図る。そのために必要な関係先との調整及び追加モニタリングを行うこと。
- ② 現在、湖山池で計画されている「景観に配慮した」護岸整備は、残存するヨシ原等沿岸域の生態推移帯（エコトーン）を根本的に破壊するおそれがあるものであることから全面的な見直しを行うこと。
- ③ 長期的に生活環境保全と自然環境保全の両立を図るため湖山池将来ビジョンの見直しを開始すること。
- ④ 湖山池から千代川を経由して海につながる流出河川の整備について検討すること。

【参考】

本委員会は、汽水湖化移行後における湖山池の水質や周辺の各種動植物群の変化等に関し、必要なモニタリング手法の検討、モニタリング結果の評価、課題への対応方法等に対して、各分野の専門家の意見及び助言を得ることを目的に昨年9月に設置したもの。構成委員は次のとおり。

分野	氏名	所属など
生態系全般	清末 忠人	鳥取自然保護の会、鳥取県博物館協会理事
生態系全般	日置 佳之	鳥取大学農学部 教授
水質全般	細井 由彦	鳥取大学工学部 教授
水生植物類	國井 秀伸	島根大学汽水域研究センター 教授
プランクトン類	南條 吉之	サンイン技術コンサルタント 技術部長
魚介類	安藤 重敏	湖南学園校長（元 鳥取県立博物館副館長）
魚介類	中村 幹雄	日本シジミ研究所 所長
底生二枚貝	谷岡 浩	鳥取県レッドデータブック執筆者、鳥取自然保護の会
昆虫類	鶴崎 展巨	鳥取大学地域学部 教授
鳥類	福田 紀生	NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部

低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設の申請について

平成25年3月18日
循環型社会推進課

産業廃棄物処理業者の三光㈱(境港市昭和町)は、低濃度PCB廃棄物の焼却処分を行うこととして、境港市や地元との調整を経て、廃棄物処理法第15条の4の4の規定に基づき、3月11日に環境省に対して無害化処理認定施設の申請をされたので報告する。

記

1 申請の概要

- 事業者 三光㈱ 代表取締役 三輪 陽通(境港市昭和町5-17)
- 施設 三光㈱潮見工場(境港市潮見町1番地)
- 処理方法 850℃以上の高温でPCBを分解・無害化するもの
- 処理する低濃度PCB廃棄物と処理能力

処 理 物	処理能力	備 考
廃油	9,600 リットル/日	PCB汚染絶縁油
金属(容器)	6.6 トン/日	コンデンサ・トランス等の金属容器、ドラム缶等
汚染物	12 トン/日	PCB含有汚泥、塗料片等

2 地元との調整状況

- 三光㈱は、無害化処理認定施設の申請を行うにあたって、次のとおり地元との合意形成を図った。
- 境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会(境港市、松江市、漁協、美保関町福浦区長、西部生活環境局等)に対し、実証試験の実施について事前説明を実施。(平成24年6月5日)
⇒実証試験の実施について了解を得た。
 - 実証試験前に廃棄物処理施設設置手続条例に基づく手続きを実施。(平成24年8~10月)
 - ・8/16~9/27:計画書の広告・縦覧
 - ・8/27:住民説明会の開催(⇒意見書の提出なし)
 - ・10/1:境港市へ意見照会(⇒市から「試験実施について意見なし」との回答あり)
 - ・10/10:西部総合事務所が条例手続完了を通知
 - 焼却(無害化)実証試験(平成24年10月16~18日)
 - 境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会に対して、実証試験の結果と認定申請について説明。(平成25年2月7日)
⇒認定申請について意見はなかった。

3 今後の予定

- 3月11日:三光㈱が環境省へ無害化認定申請書を提出
- 3月下旬:環境省は、本県、境港市へ生活環境保全上の見地からの意見照会併せて、告示・縦覧を実施
- 6月以降:環境省は、本県、境港市からの意見等も踏まえて、無害化認定の可否を判断

<参 考>

1 低濃度PCB廃棄物

- 製造段階やメンテナンス時に再生油の使用等が原因で微量のPCBによって汚染されたもの
- PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度のもの

2 低濃度PCB廃棄物を処理出来る他県施設の状況

- 国の無害化処理認定施設 8施設(*今回の三光㈱のケース)
- 県の許可施設 1施設

鳥取県景観計画の変更（素案）に係るパブリックコメントの実施について

平成25年3月18日
景観まちづくり課

山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟に関連し、風光明媚な山陰海岸の景観を維持、保全する観点から平成23年4月1日に山陰海岸の一部（山陰海岸国立公園の特別地域）を山陰海岸景観形成重点区域としたところである。

このたび、さらに網代（新港・大谷地区の一部）及び田後（田後港、田後地区）（山陰海岸国立公園の普通地域）を山陰海岸景観形成重点区域に加えるなどの見直しを行うこととし、鳥取県景観計画の変更（素案）を取りまとめた。

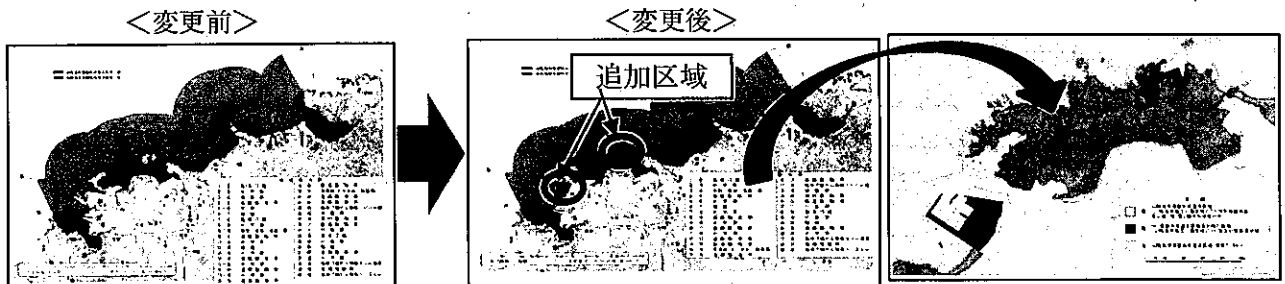
この素案について広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施する。

- ※鳥取県景観計画：景観法、鳥取県景観形成条例に基づき、良好な景観の形成に関する方針や景観計画区域、行為の制限に関する事項等を定めた計画。
- ※景観形成重点区域：重点的に景観形成を図る必要のある区域を「景観形成重点区域」として位置づけ、より厳しい基準への適合を求めている区域（大山景観形成重点区域、沿道海浜景観形成重点区域、山陰海岸景観形成重点区域）。
- ※景観形成基準：周囲の景観に影響を与える行為を行う場合に、その行為者が景観に配慮するため、最低限守るべき基準（位置、規模、色彩、素材、緑化、遮へい等）。

1 素案の概要

(1) 山陰海岸景観形成重点区域の変更

現行の山陰海岸景観形成重点区域に、県土の景観形成上特に重要な区域に該当するものとして、美しい海岸と漁村集落が一体となって景観を形成している網代（新港・大谷地区の一部）及び田後（田後港、田後地区）を追加する。



(2) 山陰海岸景観形成重点区域の景観形成基準の変更

建築物の新築や工作物の新設等における景観形成基準について、家屋が密集した当該地域の特徴的な集落景観の保全を図るとともに、山陰海岸国立公園内であることから自然公園法の制限との整合性に配慮するため、次のとおり現行基準を変更する。

- <位置> 現行基準「建築物等を隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること」を廃止する。
- <外観> 現行基準「屋根の適度な勾配と軒出を有すること」の適用対象について、全地域対象の規制から「周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区」に限定する。

(参考) 地元自治会等への説明等

山陰海岸景観形成重点区域の追加編入及び景観形成基準の変更について、平成23年5月から平成24年8月の間、田後・網代地区自治会長のほか両漁協、両地区地元住民、網代地区関係企業に対して説明済（地元は了承）。

2 パブリックコメントの実施期間

平成25年3月25日（月）から4月19日（金）まで

3 今後のスケジュール

- 3月 パブリックコメントの実施
- 5月 鳥取県景観審議会での審議及び答申
- 5月 鳥取県景観計画の変更決定、公表・縦覧

第30回全国都市緑化とっとりフェアへの協賛及び200日前イベントの実施について

平成25年3月18日
公園自然課

このたび、本年秋に県が鳥取市と共催する第30回全国都市緑化とっとりフェア「水と緑のオアシスとっとり2013」の開催趣旨に賛同いただいた大口協賛各社から、下記のとおり目録の贈呈があった。

また、3月5日(火)が全国都市緑化とっとりフェア開催の200日前に当たったことから、下記のとおり200日前記念イベントを開催したので報告する。

記

1 とっとりフェアへの大口協賛

- (1) 日時 3月13日(水)
- (2) 場所 鳥取県庁第4応接室
- (3) 概要

①協賛各社目録贈呈

- ・株式会社モリックスジャパン 協賛金(50万円)
盛田榮一 代表取締役会長
- ・鳥取ガスグループ(鳥取ガス株式会社・鳥取ガス産業株式会社) 協賛金(50万円)
児嶋太一 代表取締役社長
- ・エプソンリペア株式会社 協賛金(50万円)
瀧澤 宏 代表取締役
- ・株式会社コクヨMVP 物品協賛(フェアオリジナルノート2,000冊50万円相当)
一瀬雅己 代表取締役社長

②感謝状贈呈

- ・平井知事(とっとりフェア実行委員会会長)より、協賛各社に対して感謝状を贈呈

(これまでの大口協賛実績)

- | | |
|--|---------------------|
| ○鳥取三菱自動車販売株式会社 | 車両貸与協賛(電気自動車ミーブ…1台) |
| ○県内トヨタ販売店(ネットトヨタ山陰株式会社、鳥取トヨタ株式会社、鳥取トヨペット株式会社、トヨタカロラ鳥取株式会社) | 車両貸与協賛(アクア…1台) |
| ○株式会社鳥取マツダ | 車両貸与協賛(ボンゴ…1台) |

2 フェア開催200日前イベントの開催

とっとりフェア開催200日前を記念して、鳥取市内の小学生に参加していただき、鳥取駅前の歓迎スポットをより華やかにする花苗・球根植付けイベントを開催した。

- (1) 日時 3月5日(火) 午前10時から
- (2) 場所 鳥取駅北口 とっとりフェア残日計周辺花壇
- (3) 内容 日進小学校の児童(2・3年生82人)による植付け
※植付け植物…ゼフィランサスの球根200球、スイセン苗200株



平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成25年3月18日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するに当たって、広く消費者等の意見を求めるためパブリックコメントを実施した。

この計画は、県内に流通する食品等の監視指導の実施、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の方向性を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るためのものである。

1 パブリックコメントの募集期間

平成25年2月7日（木）から3月6日（水）まで

2 概要

(1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

①流通食品の収去検査の実施等、②食品事業者等への監視指導による食中毒予防

(2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進

①とっとり食の安全認定制度(クリーンパス)の推進、②食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上

(3) 一般消費者に対する食品衛生の普及啓発

①食中毒予防の啓発、②食品衛生に関する講習（出前講座の実施）

3 応募のあった意見の概要

(1) 意見件数 23件（12名）

(2) 主な意見と対応

主な意見の概要	対応方針
■製造施設（特に県外）の衛生管理の検査を他県と連携して、強化してほしい。	■日頃から情報交換を密に行い、他県とも連携して食品事故を未然に防ぐよう努めています。
■高齢者が経営している個人商店なども指導の対象となるようお願いしたい。	■営業者の年齢や施設の規模にかかわらず、監視指導の対象は全ての食品取扱施設としております。
■去年は給食のおかわりをした児童がアナフィラキシーショックで亡くなった記事を読んで心を痛めました。このような事故について、未然の防止策が繰り返し徹底されていたのか疑問に思う。	■学校・保育所等の給食施設については、定期的に立入検査を行い、アレルギー対策を含めた食品事故の発生防止を指導しています。また、アレルギー物質に関する食品の検査も実施して、健康被害の発生防止に努めることとしています。
■今年はノロウイルスが大流行した。厳重な予防策や徹底した監視指導が大切だと考える。	■食品取扱施設の立入検査時にはノロウイルス対策に重点を置いた指導を行っています。また、ノロウイルス流行前の早い段階から、事業者や消費者に対して注意喚起を行うこととしています。
■輸入野菜・果実の残留農薬検査を強化してほしい。（検査項目、数量、回数等） ■TPPで輸入食品がもし増えれば、県としての対応をお願いしたい。	■輸入食品の検査は基本的に検疫所が実施しておりますが、輸入食品の増加に伴い残留農薬基準等を超過する輸入食品が増えた場合は、県としても検査回数を増やす等の対応を行います。

<p>■食品衛生監視指導計画は、すばらしくまとめているが、具体案をもっと盛り込んでほしい。また、昨年度の結果がどうであったか（立入検査、指導を行った結果）を踏まえて、具体的な数値を示してほしい。</p>	<p>■県の監視指導計画は、ここ数年の食品事故発生状況等を踏まえて、県全体としての総合的な対応方針を定めるものです。時節及び地域的な特性を踏まえた具体的な監視指導内容は、各総合事務所（保健所）毎に検討・策定することとしております。また、本年度の監視指導実績は、6月を目途に県のホームページに掲載する予定としています。</p>
<p>■去年は異物混入もあったが、給食施設への納入業者にも給食施設に求められるような衛生基準を考慮してほしい。</p>	<p>■食品取扱施設の監視指導の中で営業内容に応じた衛生指導を実施することとしています。なお、異物混入対策については重点的に監視・指導を行うこととしています。</p>
<p>■クリーン・パスの制度がどんどん普及するようお願いしたい。 ■事業者の方が意識向上を目指していただけるような啓蒙活動が大切になると思う。</p>	<p>■とっとり食の安全認定制度（クリーン・パス）の対象業種を拡大するなど、制度自体の改正を予定しています。認定事業者の拡大に向けて食品事業者への働きかけと、消費者に対する制度の周知を今まで以上に図っていく予定としています。</p>
<p>■講習会や研修会を開催とあるが、新規だけでなくすでに取得している者に対しても定期的に講習会を開催するのがよいと思う。 ■夏期と冬期に食品事業者の食品衛生意識、知識の向上のため、食品衛生講習会を年に1度は受講するよう定めて開催してほしい。</p>	<p>■食品事業者に対しては、食品衛生責任者講習の受講を5年に1回義務付けており、定期的に講習会を受講して頂くこととしています。また、食品取扱施設の立入検査時には食中毒防止のための具体的な対策について指導を行っております。その他にも食品衛生に関する研修会等も実施していますが、今後、食品事業者向けの講習会の拡充について検討を行います。</p>
<p>■最近では、各市町村に「防災無線」が設置されています。今年の夏には、「熱中症」に対する注意放送などが行われたが、「食中毒注意報」の放送を行ってはどうか。</p>	<p>■既に、一部の市町村では、防災無線を用いて「食中毒注意報」の放送を行っておりますが、今後、多くの市町村で注意喚起の放送が行われるよう働きかけを行いたいと考えています。</p>
<p>■事業者の方への指導がきちんと行われていることを研修で知ったが、一方で、消費者の方に問題が多いことに気づいた。食品の取扱いについて、広報やホームページ以外のもので情報提供を考えていかなければならないと思う。</p>	<p>■既にケーブルテレビや新聞などを利用し、消費者向けの食中毒予防広報を行っていますが、今後は、リスクコミュニケーションを一層充実させ、消費者へ確実に届く啓発活動を行っていきたいと考えています。</p>
<p>■消費者を保護するために、自動車の自賠責保険のような食品事故が起きたときに事業者が消費者に最低限の保障をすることのできる保険への加入を義務化することはできないか。</p>	<p>■県として、食品事業者に対して保険加入を義務付けることはできませんが、適宜、情報提供を行いたいと考えています。</p>

4 今後の予定

- 3月21日 鳥取県食の安全推進会議にパブコメ結果を報告
- 3月末 鳥取県食品衛生監視指導計画策定・公表

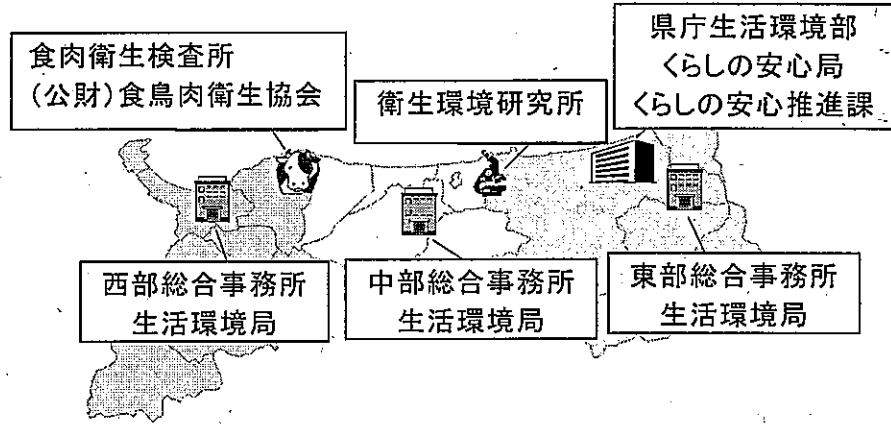
平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部、中部及び西部総合事務所に食品衛生指導員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性を確保します。



2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。新たに浅漬製造施設を追加します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

○平成23年及び平成24年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。

生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

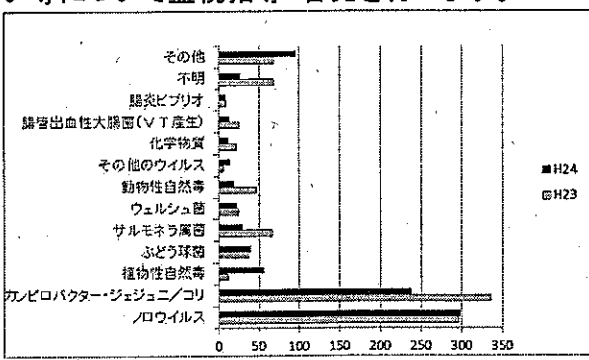


図1 全国食中毒の発生状況(事件数: H24は速報)

	H24	H23
腸炎ビブリオ	1	
ボツリヌス菌	1	
黄色ブドウ球菌	1	
サルモネラ属菌	1	
カンピロバクター	1	
ノロウイルス	2	2
ロタウイルス	1	
動物性自然毒	2	
植物性自然毒	1	2
化学物質		1
その他	1	
不明		2
合計	12	7

図2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物では、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

表1 重点監視対象施設における主な監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H22～H24)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設。(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
② 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策
③ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
④ 冷凍食品製造施設 ⑤ 食肉製品製造業 ⑥ 清涼飲料水製造業 ⑦ 魚肉ねり製品製造業 ⑧ ゆでがに加工施設	食品の特性から、厳重な衛生管理が望まれる食品の製造施設(広域流通する食品の製造施設等)	2回/年	①製造基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③添加物の適正使用 ④原料及び製品の適正な温度での保管 ⑤適正な表示の確認等 ⑥期限表示の設定根拠の確認
⑨ 卸売市場	魚介類のせり売り営業及び食品卸売市場であって、一時に多量の食品が流通する施設	2回/年	①温度管理状況 ②場内の整理整頓状況 ③適正な表示の確認等
⑩ 菓子製造施設	広域流通する食品の製造施設	1回/年	①添加物の適正使用 ②原料及び製品の適正な温度での保管 ③適正な表示の確認等 ④期限表示の設定根拠の確認
⑪ 給食施設	事故が発生した場合、子ども、老人等身体的弱者に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設であり、1回50食を超える食事を提供する施設(学校、病院、社会福祉施設、保育園等であって、施設の区分1、2に該当するものを除く)	1回/年	①大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、専用のチェックシートを用い重点的な監視指導を実施する。 ②異物混入防止対策
⑫ 浅漬製造施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①原材料の検収・保管状況 ②製造・加工工程における殺菌・保管条件 ③使用水の衛生管理状況 ④施設内及び従業員の衛生管理記録
⑬ と畜場	と畜検査員が常時立入りすると畜場	1回/月	①作業手順の遵守 ②特定危険部位等の取扱い確認 ③器具等の洗浄及び管理状況
⑭ 食鳥処理場	年間処理羽数が15万羽を超える施設	1回/年	①作業手順の遵守 ②器具等の洗浄及び管理状況
⑮ 卵選別包装施設(GPセンター)	鶏卵の選別、洗卵、包装を行う施設	1回/年	①食用不適卵の排除 ②作業手順の遵守 ③器具等の洗浄及び管理状況

4 食品等事業者の自主衛生管理の推進

○鳥取県独自の食品の衛生管理認定制度である「とっとり食の安全認定制度(クリーン・パス)」の導入を積極的に推進し、事業者の自主衛生管理の向上を図ります。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

○出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。

○食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

○食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。

○平成21年度から開始している食の安全モニターの方に対し、食の安全・安心に関する幅広い知識を習得していただくため、研修会等を開催するとともに、国等が主催するリスクコミュニケーション事業にも参加していただきます。

○食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

平成25年3月18日
くらしの安心局住宅政策課
長寿社会課

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく高齢者居住安定確保計画（案）について県民の皆様から広く意見を聞くため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

1 高齢者居住安定確保計画（案）の概要

本計画は、県内において急速に進展する高齢化等の状況や、高齢者住まい法の改正によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設などをふまえ、高齢者の住まいをハードとソフトの両面から一体的に捉え、様々な課題に対し総合的かつ計画的に施策展開するため策定するもの。

(1) 計画の位置づけ

根拠法令 高齢者住まい法（国土交通省、厚生労働省の共管）

関連計画 住生活基本計画（住宅政策課）及び高齢者の元気と福祉のプラン（長寿社会課）

(2) 計画の期間

平成24年度からの概ね5ヵ年計画（必要に応じて見直しを行う。）

(3) 高齢者の住まいの供給目標（抜粋）

本県における要配慮高齢者の推計などから、今後の供給目標量を定める。

住まいの区分	H23 定員/戸数	H26 目標量
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,891	3,061
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	44	102
認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）	1,062	1,206
サービス付き高齢者向け住宅（旧制度移行含）	297	1,400
高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅	0	100

※本計画における独自数値は太枠内のみ（その他は高齢者の元気と福祉のプランによる既出の数値）

(4) 具体的な施策の展開（抜粋）

○多様な高齢者向け住宅の供給

- ・ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、地域の空き家等を活用したコミュニティホームの供給を行う。
- ・ 民間賃貸住宅のバリアフリー改修の支援、公営住宅のバリアフリー化を進める。

○入居・住替え支援体制の整備充実

- ・ 鳥取県あんしん賃貸支援事業を継続実施するとともに、関係者の連携強化を図る。
- ・ 高齢者の住まいガイドの作成、住まいに関する相談体制の充実を行う。

○高齢者の住まい・サービスの質の確保

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、法定登録基準のほかに、本県独自の基準を設定する。また、登録事業者に対し、定期に管理状況報告を求める等適切な指導を行う。

○地域における支援体制の構築

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療介護サービスの充実を図る。
- ・ 高齢者、障がい者、児童その他、地域住民の交流を深めるため、拠点施設の整備を推進する。

2 意見募集期間

3月25日（月）から4月24日（水）まで

3 今後の予定

- 平成25年4月 市町村協議及び鳥取県地域住宅協議会への意見照会（パブリックコメントと並行）
5月 常任委員会にパブリックコメントの結果を報告
6月 高齢者居住安定確保計画の策定

意見募集

「鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)」 についてご意見をお寄せください

1 募集内容

県では、高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる環境整備を計画的に進めるため、高齢者住まい法に基づく「高齢者居住安定確保計画」の策定を進めており、このたび、計画(案)を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

2 計画(案)の概要

この計画は、高齢者の住まいをハード(建物や設備)とソフト(制度やサービス)の両面から一体的に捉えて課題に対応し、総合的かつ計画的に施策を展開するため、策定するものです。

(1) 計画期間

平成24年度から概ね5カ年(必要に応じ見直します)

(2) 基本方針

鳥取県住生活基本計画の基本方針(住宅施策)及び鳥取県高齢者の元気と福祉のプランの基本理念(福祉施策)の達成を目指し、高齢者の居住の安定確保を図る。

(3) 高齢者の住まいの整備目標量

介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びケア付き公的賃貸住宅における平成26年度末までの整備目標量を定める。

(4) 具体的な施策展開(項目)

- 多様な高齢者向け住宅の供給
- 入居、住替え支援体制の整備充実
- 高齢者の住まい・サービスの質の確保
- 地域における支援体制の構築



3 閲覧方法

「高齢者居住安定確保計画(案)」は、県ホームページのほか県庁県民課、各総合事務所、県立図書館、各市町村役場の窓口でも閲覧できます。

4 応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所及び県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。また、市町村役場窓口でも提出できます。
- ・様式は自由です。このチラシの裏面もご利用ください。

<応募・問い合わせ先>

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

- 郵送：〒680-8570 (住所の記載は不要です)
- ファクシミリ：0857-26-8113
- 電子メール：juutakuseisaku@pref.tottori.jp
- 電話：0857-26-7408

鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)

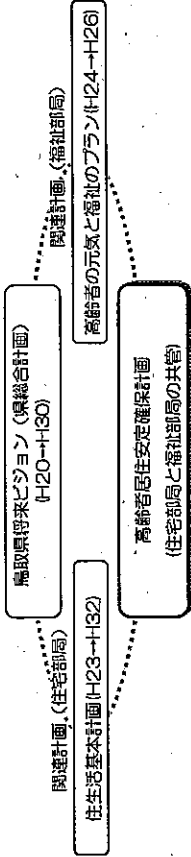
概要版

高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる環境整備を進めるために

はじめに

本計画は、本県の急速に進展する高齢化等の状況や、高齢者住まい法の改正によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設などをふまえ、高齢者の住まいをハード(建物)とソフト(サービスの両面から一体的に捉え、様々な課題に対し総合的かつ計画的に施策を展開するため策定したものです。

■計画の位置づけ(他の計画との関係)



■計画期間

平成24年度からの概ね5年間計画とし、必要がある場合は適宜見直しを行います。

基本方針と目標

■基本方針

鳥取県居住生活基本計画の「基本方針」及び鳥取県高齢者の元氣と福祉のプランの「基本理念」の達成を目指す。高齢者の居住の安定確保を図ります。

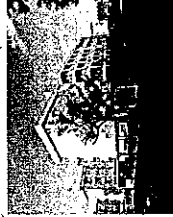
■高齢者の住まいの整備目標量(抜粋)

住まいの区分	H23 定員/戸数	H26 目標量
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2,891	3,061
地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	44	102
介護専用型特定施設(地域密着型特定施設等)	0	38
認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)	1,062	1,206
有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護事業所除)	527	833
サービス付き高齢者向け住宅(旧制度移行宅)	297	1,400
高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅	0	100

具体的な施策の展開

■多様な高齢者向け住宅の供給

- サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、国庫補助制度の周知、登録住宅の積極的な情報提供を行います。
- 住み慣れた地域で暮らしたいと考える高齢者のために、鳥取地域コミュニティホームモデル事業を実施します。
- 民間住宅のバリアフリー改修を支援することともに、公営住宅のバリアフリー化、車いす住戸整備を進めます。



■高齢者の住まい・サービスの質の確保

- サービス付き高齢者向け住宅事業の質の確保を図るため、法定の登録基準のほかに、県の基準を設定します。
- 登録事業者に対して管理状況に関して定期的な報告を求め、適正な運営状況を確認します。
- 適切な住宅管理がなされるよう住宅事業者へ指導等を行い、介護事業者に対しては、研修等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。

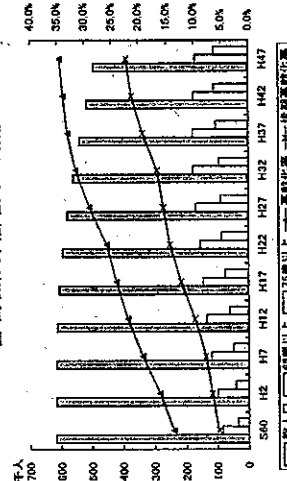
■計画の推進体制

- 県庁内各課で連携を図り、計画の進捗を管理するとともに、市町村との連携を強化し、取り組みを支援します。
- 市町村、不動産団体、居住支援団体が構成する鳥取県居住支援協議会により、必要な施策を検討協議し連携して施策を実施します。

鳥取県の高齢者を取り巻く状況

○本県の現在の高齢化率は26.3%で、今後も増加を続け平成37年には33.0%(3人に1人が高齢者)になると推計されています。

一図 鳥取県の高齢者人口の推移



資料: 国勢調査(平成17年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

- 高齢単身・高齢夫婦のみの世帯数が増加を続け、平成37年には25.1%が高齢単身又は高齢夫婦のみ世帯になると推計されています。
- 本県の高齢者15万人のうち約1,300人は、今後、生活支援体制の乏しい賃貸住宅や、老人ホーム等の供給が必要と考えられます。(要介護者等の現状の供給戸数を差し引いて推計)
- 住宅のバリアフリー化率では、持家65%、借家27%と、借家のバリアフリー化が遅れています。
- 借家居住の高齢者人口が10年後には団塊の世代の高齢化により、現在の約2倍になると想定されます。

鳥取県住宅供給公社再生計画の見直しについて

平成25年3月18日
くらしの安心局住宅政策課

- 鳥取県住宅供給公社は、平成20年度に策定した再生計画に基づき、業務体制の合理化や分譲宅地の販売促進に取り組んできたが、想定を超える宅地販売価格の下落及び評価損による保有資産の目減り等により経営改善が捗っていない。
- 経営状況について詳細に点検した結果、今後も宅地販売価格の下落及び評価損による保有資産の目減りが継続すれば、さらに厳しい経営となる可能性が高い。
- 一方、崎津住宅団地がメガソーラー発電所建設用地として選定され、20年間の土地賃貸借契約を締結したことなど再生計画に見込んでいない好材料もあることから、これら全般の状況を踏まえ、さらなる経営努力と県貸付金の償還方法の見直しなどの対策を施し、安定的な運営を目指す。

1. 再生計画に基づく取り組みに対する検証

(1) 分譲宅地販売の促進

定期借地権の導入、宅地の区画割りの見直し・面積狭小化によるニーズの変化を意識した販売促進により、ここ2カ年は計画目標を上回る宅地数を販売。

<販売実績>

年度	H22	H23	H24	備考
区画数	24	24	14(2月末現在)	販売目標：20区画/年

(2) 経常経費削減の取り組み等

計画に沿って経常的経費の削減に取り組み、ここ3年間で計1億6千5百万円の経費を削減。

- ・ 利子負担の軽減（県の融資により有利子借入金22億円を一括繰上償還）：▲58,000千円
- ・ 賃貸住宅事業に係る経常的経費の削減：▲65,054千円
- ・ 業務体制の合理化（役員、職員の削減及び給与の引き下げ）：▲42,035千円

(3) 経常収支（決算額）

<分譲事業収入と経常利益の推移>

（単位：百万円）

年度	分譲事業収入			経常利益			評価損
	再生計画	実績	差引	再生計画	決算	差引	
H22	185	215	30	△15	△40	△25	△26
H23	185	204	19	△6	△47	△41	△38
H24	185	162	△24	1	△71	△72	△49

※平成24年度は見込み額。

(4) 課題

- ・ 計画の想定を上回る地価の下落に伴い、分譲事業の収益性が著しく低下。
- ・ 未販売宅地の評価損を3カ年連続して計上、資産価値の目減りにより、経常利益が悪化。

<評価損の額>

（単位：千円）

H21	H22	H23	H24
13,930	26,526	37,832	49,000(見込額)

2 再生計画の見直しの方向性

<見直し方針>

- 評価損などマイナス要素を確実に見込み、安定的な経営を目指す。
- 県が貸付している経営安定化資金(約 22 億円)を確実に返済する。
- より一層の経営効率の改善、経営資源の確保などに取り組む。
- 県営住宅や高齢者向け住宅の供給・管理等の業務を通じて培ってきたノウハウを活用し、県や市町村の住宅政策と連携した事業に取り組む。

(1) 保有宅地の販売促進

- ア 各団地の特性や市場環境に留意しつつ販売価格の引き下げを行う。
- イ 定期借地権制度(市が借地を買い取りする方式)の導入を促進し、地元市町とも連携した販売促進を強化する。
- ウ 住宅メーカーや工務店、不動産業者と連携した販売促進を強化する。
- エ 県、市町村の I J U 定住促進の施策を活用し、公社分譲地の認知を図る。
- オ 再区画等等顧客のニーズに沿った販売促進策を実行する。

(2) 保有資産に係る経費の削減

公社保有の賃貸住宅は維持管理経費を必要最小限にとどめ、耐用年限までに廃止する。

(3) 業務体制の合理化

- ア 人件費の抑制
 - ・ 役員報酬、職員給与、諸手当をさらに削減する。
 - ・ 当面は退職者の補充を行わない。ただし、業務体制の維持のため、今後正職員の退職時期に併せ、新規職員の補充を検討する(平成 28 年度以降)。

(4) 公営住宅の管理業務の受託

- ア 県営住宅の管理代行業務の受託を継続する。
- イ 市町村営住宅の管理代行業務の受託をする。

(5) 鳥取米子ソーラーパークの土地賃貸借契約

崎津住宅団地用地がメガソーラー発電所として使用されることに伴う賃料約 1 千万円を収入として見込む。

3 県貸付金の取扱方針

(1) 経営安定化資金

県が貸し付けしている経営安定化資金(22 億 3700 万円)の年当たり償還額を現在の 2 億円から 1 億円に減額し、併せて償還期間を 20 年に延長し、無利息とする。

(2) 崎津住宅団地土地購入資金

崎津住宅団地の土地購入のための県貸付金(約 17 億円)については、太陽光発電所用地として土地賃貸借契約を締結したことに伴い、償還期限を 44 年度までの 20 年間に延長する。

4 見直し後の経営目標

- 平成 30 年度に単年度の経常収支を黒字化
- 平成 42 年度までに分譲宅地を完売
- 平成 44 年度に経営安定化資金を完済

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所 生活環境局)	県営住宅永江団地第五期住戸改善 工事(52-1棟)(建築)	米子市 永江	美保テクノス(株) 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 192,150,000円 (予定価格) 194,068,350円	平成25年3月7日 ～ 平成26年1月31日	平成25年3月6日	総合評価制限付 一般競争入札 (2社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第四期住戸 改善工事(53-13棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	大和建設株式会社 取締役社長 竹中 由紀夫	(当初契約額) 168,000,000円 (変更契約額) 170,537,850円	平成24年5月23日 ～平成25年3月15日 平成24年5月23日 ～平成25年5月15日	(当初契約日) 平成24年5月23日 (変更契約日) 平成25年3月8日	(第1回変更)

岩美町内における廃棄物の不適正処理について

平成25年3月18日

東部総合事務所生活環境局

岩美町浦富地内において、平成24年9月3日に産業廃棄物の不適正処理に関する情報提供があり、場所等の特定を行い10月3日に立入検査を実施したところ、スレート板等の埋立て、無届場所での木くずの野積みを発見した。現在、関係者から報告徴収・聞き取り等を等を実施して事案の解明を急いでいるところであるが、このたび確認できた廃棄物の不適正処理に関し、行政処分を行うため、処分予定者に対して3月6日に弁明通知書を手交したので報告する。

記

1 処分予定者

岩美郡岩美町大字浦富3081番地21
吾妻商事有限会社 代表取締役 坪内 喬

2 行政処分を行おうとする理由

上記1の者は、岩美郡岩美町大字浦富地内において、届出された保管場所以外の場所に他社から処分委託を受けた産業廃棄物（木くず）を保管したにも関わらず、10日以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第3項の規定において準用する同法第7条の2第3項の規定による変更届出書を提出しなかった（変更届出義務違反）。

3 行政処分の内容（予定）

現在、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく弁明の機会を付与（弁明書の提出期限：平成25年3月21日）しているところであるが、予定される行政処分の内容については、国が示した基準に準拠し以下のとおりとする予定。

- (1) 廃棄物処理施設の一定期間の使用停止
- (2) (特別管理) 産業廃棄物処理業の一定期間の全部停止

※ (1)～(2)について、既に受け入れている廃棄物を処理する場合を除く。

4 主な経過等

- (1) 平成24年9月3日
 - ・ 廃棄物の不法投棄に関する情報あり。
- (2) 平成24年10月3日
 - ・ 現地立入検査（スレート板等（約4t）の埋立て、木くずの野積み等を確認）
 - ・ 即日、県警察に通報した。
⇒ 投棄物は吾妻商事が専門業者に委託処理済み。
- (3) 平成24年10月24日以降
 - ・ 関係者から、報告徴収（これまで追加を含め4回程度実施）や聞き取り調査等を行い、警察とも連携しながら真相究明を急いでいるところ。